

株 主 各 位

大阪市中央区内平野町三丁目1番3号

株式会社 カブコム

代表取締役会長 辻 本 憲 三

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成26年6月13日（金曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

〔インターネットによる議決権の行使の場合〕

当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotef.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、60頁から61頁までの「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。

また、当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月16日（月曜日）午前10時
 2. 場 所 大阪市中央区天満橋京町1番1号
大阪キャッスルホテル 6階会場
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第35期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第35期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

- ◎受付開始時刻は午前9時を予定しております。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、監査役会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。なお、法令および当社定款第15条に基づき記載されていない連結注記表および個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.capcom.co.jp/>）に掲載しております。
- ◎「事業報告」、「連結計算書類」および「計算書類」ならびに「株主総会参考書類」に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.capcom.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.capcom.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な個人消費や円安、輸出に加え、雇用・所得環境の改善や株高のほか、「2020年東京五輪開催」決定の追い風もあって、景気は回復軌道に乗ってまいりました。

当業界におきましては、家庭用ゲーム市場は据置型次世代ゲーム機が昨年11月に北米や欧州などにおいて一斉に先行発売されましたが、国内での投入は最後発となることもあって、市場規模は総じて軟調に推移し、端境期を迎えました。

他方、ソーシャルゲーム市場は、プラットフォームの主流がフィーチャーフォン(従来型携帯電話)からスマートフォン(高性能携帯電話)に移行する中、ネイティブアプリゲームが急伸びいたしました。加えて、タブレット(多機能携帯端末)の普及や無料通話・無料メールアプリのLINEの台頭により存在感がますます高まるなど、事業構造の多極化が進み、市場環境は急速に変化してまいりました。

こうした状況下、当社は昨年9月に満を持して投入した旗艦タイトル「モンスターハンター4」が発売初日から全国の主要販売店で長蛇の列ができるなどの爆発的な人気を博し、400万本を超える大ヒットを放つとともに、シリーズ累計販売本数も2,800万本を突破いたしました。

また、外部環境の変化に対応するため、海外を中心に開発委託の削減を押し進めるなど、内作比率を高めることに加え、開発体制の再編による指揮命令系統や責任の明確化、意思決定の迅速化などにより、開発プロセスや収益管理の改善に取り組んでまいりました。

加えて、昨秋に東京、大阪など全国5都市で「モンスターハンターフェスタ'13」を開催したところ、合計5万人近いファンが来場するなど、活況を呈しました。

さらに、今年の2月から大阪にあるテーマパーク「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」との連携により「モンスターハンター・ザ・リアル 2014」をイベント開催したところ来場者の人気を集めるなど、ブランド展開に弾みがついてまいりました。

この結果、売上高は1,022億円(前期比8.6%増)と増収になりました。

利益面につきましては、営業利益102億99百万円(前期比1.5%増)、経常利益109億46百万円(前期比0.0%増)といずれも横ばいになりました。

また、当期純利益は、モバイルコンテンツの不振を主因に事業構造改善費用などの特別損失を計上しましたものの34億44百万円(前期比15.9%増)となりました。

なお、当社は近年のダイバーシティー（人材の多様性）の重要性を十分に認識するとともに、女性の活用を積極的に進めており、性別、年齢などに関係なく実績に応じた評価を行っております。この一環として、女性社員の幹部登用にも努めており、現在2名の女性執行役員をはじめ部長、室長など20名の管理職が在任しております。

部門別の状況

〔デジタルコンテンツ部門〕

当部門におきましては、前述のとおり目玉タイトル「モンスターハンター 4」（ニンテンドー3DS用）が圧倒的な人気に支えられ、一種の社会現象と言われるほどの大旋風を巻き起こしました。また、欧米に照準を合わせた「デッドライジング3」（Xbox One用）や「バイオハザード リベレーションズ アンバーールド エディション」（プレイステーション 3、Xbox 360、Wii U、パソコン用）の販売本数が100万本を突破したことにより3タイトルがミリオンセラーを達成しました。

加えて、「ドラゴンズドグマ：ダークアリズン」（プレイステーション 3、Xbox 360用）が底堅い売行きを示すとともに、「逆転裁判5」（ニンテンドー3DS用）もおおむね計画どおり推移いたしました。

さらに、流通形態の変化に対応したダウンロード版において、上記の「モンスターハンター 4」が堅調な売行きを示したほか、海外向けの「ダックテイルズ」も予想以上に好伸するなど、ビジネスモデルの多様化が進むとともに、国内外で大きく伸長したことにより販売拡大に寄与いたしました。

一方で、海外をターゲットにした「ロスト プラネット 3」（プレイステーション 3、Xbox 360、パソコン用）は、低調裡に終始いたしました。

また、オンラインゲームの「モンスターハンター フロンティア G」（パソコン、Xbox 360、プレイステーション 3、Wii U用）は軟調に推移したものの、事業領域の拡大を図るため、台湾においてブラウザゲーム「鬼武者Soul」の配信を開始したところ、人気ランキング1位となるなど脚光を浴び、一昨年に設立した現地法人の足場固めの端緒を開きました。

しかしながら、モバイルコンテンツは、「モンハン 大狩猟クエスト」が健闘しましたものの、有力タイトルの不足や熾烈な競争環境もあって精彩を欠き、総じて苦戦を強いられました。

この結果、売上高は658億24百万円（前期比3.4%増）、営業利益44億89百万円（前期比36.4%減）となりました。

[アミューズメント施設部門]

当部門におきましては、市場停滞が続く環境のもと、客層の拡大を図るため中高年を対象にした「ゲーム無料体験ツアー」の実施や幼児向け「キッズコーナー」の設置等、趣向を凝らした集客展開により新規顧客の開拓に注力したほか、店舗のリニューアルや各種イベント開催によりコアユーザーやリピーター、ファミリー層など、広範な利用者の取り込みに努めてまいりました。

しかしながら、けん引機種不足や競合娯楽との競争激化に加え、天候不順も重なって客足が伸び悩みました。

当期は、環境の変化に対応してスクラップ・アンド・ビルドを推し進めましたので、静岡市に1店舗出店するとともに、不採算店2店舗を閉鎖したため、当該期末の施設数は33店舗となっております。

この結果、売上高は106億20百万円（前期比3.0%減）、営業利益16億17百万円（前期比5.4%減）となりました。

[アミューズメント機器部門]

パチスロ機事業は、看板タイトルをモチーフにした「モンスターハンター月下雷鳴」が家庭用ゲームソフトとの相乗効果により好調な出足を示すなど、売上増大のけん引役を果たすとともに収益を下支えいたしました。また、昨年9月に発売した「デビルメイクライ4」も予想を上回る売行きにより、販売拡大に貢献いたしました。

他方、業務用機器事業につきましては、新型メダルゲーム機「モンスターハンターメダルハンティングコンパクト」や「マリオパーティ ふしぎのコロコロキャッチャー 2」が堅調に推移いたしました。

この結果、売上高は231億60百万円（前期比38.0%増）、営業利益71億31百万円（前期比45.8%増）となりました。

[その他部門]

その他部門につきましては、主なものはゲームガイドブック等の出版やキャラクターグッズなどの物品販売で、売上高は25億94百万円（前期比4.3%減）、営業利益10億1百万円（前期比35.2%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は22億52百万円であり、主なものといたしましては、アミューズメント施設機器への投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、増資および社債発行による調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、家庭用ゲーム市場は、スマートフォンの普及などによるオンラインゲームの勢力拡大を見据えて、多彩なネットワーク機能を搭載した次世代機の登場によりビジネスモデルの転換が加速するものと思われます。

一方で、ハードの高機能化による開発費の高騰は避けられず、ソフトメーカーの負担は一層増大するものと思料いたします。

また、参入障壁が低いソーシャルゲーム市場の増勢に伴い、ゲーム専用機とスマートフォン等の主導権争いが一段と激しくなるなど、地殻変動の波が押し寄せておりますが、双方の相乗作用によりユーザー層の裾野が広がり、全体の市場規模は膨らむとともに、企業間競争の激化により業界の勢力図が急速に塗り替わることも予想されます。

企業を取り巻く環境が激変する情勢のもと、当社といたしましては、収益構造や事業モデルの見直しにより経営資源を重点部門、成長分野に投入するとともに、不採算部門から撤退するなど、選択と集中による機動的な経営展開によりグループ全体の企業価値を高めてまいります。

このため、持続的成長が見込まれるダウンロード販売やPCオンラインゲームに注力するほか、ここ数年着実に事業規模が拡大しているパチスロ機事業を強化することに加え、モバイルコンテンツの早期立て直しを図ってまいります。また、前期に続き特別損失を計上したことを厳粛に受け止めるとともに、局面の打開を図るためには、環境の変化に影響を受けることなく、安定した収益の確保ができる企業体質の確立が経営の重要課題と認識しております。

こうした状況下、新たに平成26年3月期から平成30年3月期までの5年間を対象とする「中期経営計画」を策定いたしました。本計画の骨格は、経営の根幹をなす開発、販売体制の改革による収益改善策により5年間の営業利益累計額を800億円とするほか、平成30年3月期の営業利益率を20%にすることを目標としております。

本計画の基本的な施策は以下のとおりであります。

① 開発体制の再構築

- ア. 中期的な戦略マップに基づく開発プロセスの改革により、開発費の削減や開発期間の短縮を推進し、毎期安定した収益が確保できるよう、開発体制の拡充に取り組んでまいります。
- イ. オンラインゲーム市場の急速な拡大に対応するとともに、家庭用ゲームソフトよりも開発コストが安価で、在庫リスクや違法コピーの回避が可能なモバイルコンテンツなどの開発を充実強化してまいります。
- ウ. 毎年、増加傾向の開発費の抑制や品質向上に加え、徹底した収益管理を図るため、内作比率のアップや開発業務のアウトソーシング（外部委託）の削減を推し進め、市場ニーズに即応した多様なコンテンツを開発することにより競争力の優位性を確保してまいります。
- エ. 新世代機やパソコンなど異なるハードの開発ツールを共通化できる当社独自のゲームエンジン（開発統合環境）である「MTフレームワーク」や「パンタレイ」を活用して、同じソフトを複数のゲーム機等に供給することによりマルチプラットフォーム展開を推し進めるとともに、開発コストの抑制や開発期間の短縮に努めてまいります。

② ダウンロード販売の拡大

近年の音楽は、CD販売からダウンロード販売が主流となっておりますが、家庭用ゲームソフトもパッケージ版以外にダウンロード版が増大するなど、流通形態の多様化が進んでいることに鑑み、ダウンロード販売に注力してまいります。

このため、開発、マーケティングおよびプロモーションが三位一体となった事業展開により収益の拡大を図ってまいります。

③ オンラインゲームの強化

ア. ソーシャルゲームなどのデジタルコンテンツは、フリー・トゥ・プレー（基本は無料）が主流であるものの、開発費がパッケージソフトに比べて安価なことに加え、在庫リスクや違法コピーの発生もなく、また、利用者の反応を見ながらアイテム課金や追加コンテンツの供給が可能のため、売切り型のパッケージソフトに比べて利益が平準化する傾向にあります。このため、コンテンツ提供後の的確な運営や管理ノウハウの蓄積などにより安定した利益が継続して確保できるよう、傾注してまいります。

イ. 当社は、「モンスターハンター」や「バイオハザード」など、パッケージソフト事業で大ヒットした人気タイトルを豊富に有しており、これら優良コンテンツとゲーム運営（利用者の的確な動向把握、供給コンテンツへの反映等）の拡充によるシナジー展開により、モバイルコンテンツの巻き返しを図るなどしてオンラインゲームの強化に努めてまいります。

④ ワンコンテンツ・マルチユース展開の推進

これまで、「モンスターハンター」や「バイオハザード」など、幾多のミリオンタイトルを創出した結果、認知度が高いキャラクターを多数保有しており、人気コンテンツがテレビ、アニメ、出版、映画、演劇、玩具および飲食食品などの各方面で使用されております。これらの著作権を活用したライセンス事業は、安定した収益が確保できることに加え、これからも成長余力があるため、積極的に事業展開を推し進めてまいります。

⑤ 海外販売拡大の注力

国内市場の成熟化や少子高齢化が進む環境下、成長戦略を推進していくためには、市場規模が大きい海外の開拓が不可欠であります。当社は、ハリウッドで映画化された「バイオハザード」や「ストリートファイター」など海外で人気のあるミリオンタイトルを数多く抱えており、世界有数のコンテンツホルダーであります。このため、「メイド・イン・カブコン」をアピールしてカブコンブランドを浸透させるなど、積極的な攻勢をかけることにより、収益の増大に努力してまいります。

⑥ パチスロ展開の拡充

近年、パチスロ機事業は人気タイトルとの好循環により着実に成長しており、有力な収益源に育ってまいりました。今後、デジタルコンテンツ部門に次ぐ収益の柱とするため、開発スタッフの拡充に加え、毎年複数機種種の自社管体を安定して投入するなど、顧客満足度の向上により商機の拡大に注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第 32 期 (平成23年3月期)	第 33 期 (平成24年3月期)	第 34 期 (平成25年3月期)	第 35 期 (当連結会計年度) (平成26年3月期)
売 上 高(百万円)	97,716	82,065	94,075	102,200
営 業 利 益(百万円)	14,295	12,318	10,151	10,299
経 常 利 益(百万円)	12,861	11,819	10,944	10,946
当期純利益(百万円)	7,750	6,723	2,973	3,444
1株当たり当期純利益(円)	131.18	116.10	51.64	61.11
総 資 産(百万円)	90,408	98,247	104,365	96,611
純 資 産(百万円)	58,007	59,352	62,828	63,875
1株当たり純資産(円)	981.76	1,030.70	1,091.08	1,135.91

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。また、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第 32 期 (平成23年3月期)	第 33 期 (平成24年3月期)	第 34 期 (平成25年3月期)	第 35 期 (当事業年度) (平成26年3月期)
売 上 高(百万円)	75,900	64,159	74,748	88,246
営 業 利 益(百万円)	8,464	5,828	9,349	7,593
経 常 利 益(百万円)	7,061	5,410	10,595	8,210
当期純利益(百万円)	4,678	2,447	2,697	2,017
1株当たり当期純利益(円)	79.18	42.26	46.84	35.79
総 資 産(百万円)	87,469	89,730	94,897	83,722
純 資 産(百万円)	58,783	56,272	56,803	54,259
1株当たり純資産(円)	994.89	977.22	986.45	964.90

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。また、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。

(6) 企業結合の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の持株比率	主要な事業内容
株式会社カプトロン	1,640百万円	100%	不動産の賃貸および管理
株式会社ケーツー	3百万円	100%	家庭用ゲームソフトの開発
株式会社エンターライズ	30百万円	100%	遊技機の製造および販売
株式会社ビーライン・インタラクティブ・ジャパン	300百万円	100%	携帯電話向けコンテンツの開発および配信
カプコンU. S. A. , INC.	159,949千米ドル	100%	家庭用ゲームソフトの開発および販売
カプコンアジアCO. , LTD.	21,500千香港ドル	100%	家庭用ゲームソフトの販売
CE・ヨーロッパLTD.	1,000千英ポンド	100%	家庭用ゲームソフトの販売
カプコン・エンタテイメント・ドイツGmbH	25千ユーロ	100% (100%)	家庭用ゲームソフトの販売
ビーライン・インタラクティブ, INC.	0千米ドル	100%	携帯電話向けコンテンツの配信
ビーライン・インタラクティブ・カナダ, INC.	0千カナダドル	100% (100%)	携帯電話向けコンテンツの開発および配信
カプコン・エンタテイメント・コリアCO. , LTD.	1,000百万ウォン	100%	家庭用ゲームソフトの販売 オンラインゲームの開発、運営
カプコン・エンタテイメント・フランスSAS	37千ユーロ	100% (100%)	家庭用ゲームソフトの販売
カプコン・ゲーム・スタジオ・バンクーバー, INC.	4,760千カナダドル	100% (100%)	家庭用ゲームソフトの開発
ビーライン・インタラクティブ・ヨーロッパLTD.	2,500千ユーロ	100% (100%)	携帯電話向けコンテンツの開発および配信
ビーライン・インタラクティブ・タイCO. , LTD.	16百万バーツ	100% (100%)	携帯電話向けコンテンツの開発
カプコン台湾CO. , LTD.	80百万台湾元	100%	オンラインゲームの開発、運営

(注) 1. 当社の持株比率欄の()内の数字は、間接所有する持株比率を内数で示しております。

2. カプコン・ゲーム・スタジオ・バンクーバー, INC. は、カプコンU. S. A. , INC. が株式を100%所有しております。

3. カプコン・エンタテインメント・ドイツGmbHおよびカプコン・エンタテインメント・フランスSASは、CE・ヨーロッパLTD. が株式を100%所有しております。
4. ビーライン・インタラクティブ・カナダ, INC. およびビーライン・インタラクティブ・ヨーロッパLTD. は、ビーライン・インタラクティブ, INC. が株式を100%所有しております。
5. ビーライン・インタラクティブ・タイCO., LTD. は、ビーライン・インタラクティブ, INC.、ビーライン・インタラクティブ・カナダ, INC. および株式会社ビーライン・インタラクティブ・ジャパンの3社が株式を100%所有しております。

② 企業結合の成果

当社の連結子会社は、前記の重要な子会社16社であり、持分法適用会社は1社であります。当連結会計年度の売上高は1,022億円（前期比8.6%増）、当期純利益は34億44百万円（前期比15.9%増）となっております。

(7) 主要な事業内容

家庭用テレビゲームソフト、オンラインゲーム、モバイルコンテンツおよびアミューズメント機器等の企画、開発、製造、販売、配信ならびにアミューズメント施設の運営を主要な事業内容としております。

(8) 主要な事業所

① 当 社

本 社	大阪市中央区内平野町三丁目1番3号
研 究 開 発 ビ ル	大阪市中央区内平野町三丁目2番8号
東 京 支 店	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
上 野 事 業 所	三重県伊賀市治田3902番地

② 子会社

株式会社カプトロン（大阪市中央区）
株式会社ケーター（大阪市北区）
株式会社エンターライズ（東京都台東区）
株式会社ビーライン・インタラクティブ・ジャパン（大阪市中央区）
カプコンU. S. A. , INC.（米国）
カプコンアジアCO., LTD.（香港）
CE・ヨーロッパLTD.（英国）
カプコン・エンタテイメント・ドイツGmbH（ドイツ）
ビーライン・インタラクティブ, INC.（米国）
ビーライン・インタラクティブ・カナダ, INC.（カナダ）
カプコン・エンタテイメント・コリアCO., LTD.（韓国）
カプコン・エンタテイメント・フランスSAS（フランス）
カプコン・ゲーム・スタジオ・バンクーバー, INC.（カナダ）
ビーライン・インタラクティブ・ヨーロッパLTD.（英国）
ビーライン・インタラクティブ・タイCO., LTD.（タイ）
カプコン台湾CO., LTD.（台湾）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,601名	125名増

(注) 上記の従業員数には、契約社員、嘱託、パートタイマーおよびアルバイトは含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,951名	131名増	35.8才	9.0年

(注) 上記の従業員数には、契約社員、嘱託、パートタイマーおよびアルバイトは含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	460百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	420
株式会社三井住友銀行	170
株式会社日本政策投資銀行	6,000

(注) 当社は、取引金融機関と総額26,500百万円の貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当該貸出コミットメント契約に係る貸出未実行残高は、以下のとおりであります。

契約の総額	26,500百万円
借入実行残高	－百万円
差引未実行残高	26,500百万円

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 150,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 67,723,244株 |
| (3) 株 主 数 | 15,741名 |
| (4) 大 株 主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 ク ロ ス ロ ー ド	5,276 ^{千株}	9.38 %
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	4,322	7.69
818517ノムラルクスマルチカレンシジエイピストクリド	2,604	4.63
辻 本 憲 三	2,008	3.57
辻 本 美 佐 子	1,964	3.49
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	1,920	3.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,803	3.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,709	3.04
辻 本 美 之	1,669	2.97
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	1,654	2.94

(注) 持株比率については、自己株式数(11,490千株)を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	辻 本 憲 三	最高経営責任者（CEO） ケンゾー エステイト ワイナリー ジャパン株式会社代表取締役、一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会理事長
代表取締役社長	辻 本 春 弘	社長執行役員 兼 最高執行責任者（COO）
取 締 役	小 田 民 雄	副社長執行役員、最高財務責任者（CFO）兼 コーポレート経営管掌
取 締 役	阿 部 和 彦	専務執行役員 兼 海外事業管掌
取 締 役	山 下 佳 文	専務執行役員、総務・法務・人事 兼 IT管掌
取 締 役	一 井 克 彦	専務執行役員 兼 コンシューマゲーム事業管掌
取 締 役	江 川 陽 一	専務執行役員、アミューズメント事業 兼 P&S事業管掌
取 締 役	保 田 博	
取 締 役	松 尾 眞	桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士、 東レ株式会社社外監査役、ビリングシステム株式会社社外監査役
取 締 役	守 永 孝 之	
監 査 役(常 勤)	平 尾 一 氏	
監 査 役(常 勤)	岩 崎 吉 彦	
監 査 役	家 近 正 直	弁護士法人第一法律事務所代表社員、京阪電気鉄道株式会社社外監査役、田辺三菱製薬株式会社社外監査役、株式会社日本エスコン社外監査役
監 査 役	松 崎 彬 彦	

- (注) 1. 取締役 初野純孝および飛澤 宏の両氏は、平成25年6月18日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 平成25年6月18日開催の第34期定時株主総会において、江川陽一氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役 保田 博、松尾 眞および守永孝之の各氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 岩崎吉彦および松崎彬彦の両氏は、社外監査役であります。
5. 取締役 保田 博および守永孝之の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

6. 監査役 岩崎吉彦氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 社外取締役の松尾 眞氏の兼務先であります東レ株式会社およびビリングシステム株式会社と当社の間には、特別の関係はありません。
 なお、同氏は、桃尾・松尾・難波法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同事務所に所属する弁護士との間で、法律顧問契約を締結しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	12名 (3名)	514百万円 (32百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	52百万円 (24百万円)
合 計	16名 (5名)	566百万円 (56百万円)

- (注) 1. 上記には、平成25年6月18日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 上記には、当事業年度に係る取締役賞与48百万円（社外取締役を除く）が含まれております。
3. 取締役の報酬額は、平成23年6月17日開催の第32期定時株主総会において年額6億5,000万円以内（うち社外取締役の報酬は年額5,000万円以内）と決議いただいております。また、監査役の報酬額は、平成24年6月15日開催の第33期定時株主総会において年額8,500万円以内と決議いただいております。

(3) 各会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

① 取締役の報酬等について

取締役の報酬は、公正性と透明性を確保するため、取締役会が社外取締役を委員長とする報酬委員会に諮問し、報酬委員会は各人の役位、職責、在任期間、常勤および非常勤等を勘案するとともに、当社の業績や個人の実績を考慮したうえ、相当と判断される金額を答申し、それに基づき取締役会が決定しております。

ア. 月額報酬は定額とします。

イ. 賞与は、月額報酬を基礎に当社の業績などを勘案して妥当な範囲内で決定します。

ウ. 上記の報酬のほか、担当業務の成果に応じて一定の範囲内で相応の報酬を支給する場合があります。

② 監査役の報酬等について

監査役の報酬は、独立性の確保から業績との連動は行わず定額報酬とし、常勤および非常勤を勘案のうえ、各監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	保田 博	当事業年度に開催した取締役会15回のうち14回（93.3%）出席し、主に長年、行政事務に携わった経験から議案の審議において適宜必要な発言を行っております。
社外取締役	松尾 眞	当事業年度に開催した取締役会15回のうち14回（93.3%）出席し、主に弁護士としての専門的な見地から議案の審議において適宜必要な発言を行っております。
社外取締役	守永孝之	当事業年度に開催した全ての取締役会に出席し、主に長年、他社の経営に携わった経験から議案の審議において適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	岩崎吉彦	当事業年度に開催した全ての取締役会に出席し、また全ての監査役会に出席しております。なお、経営監視機能の客観性、中立性を確保するとともに、税務に関する専門知識および識見に基づき、取締役に対して適宜助言、意見を述べております。
社外監査役	松崎彬彦	当事業年度に開催した全ての取締役会に出席し、また全ての監査役会に出席しております。なお、経営監視機能の客観性、中立性を確保するとともに、警察行政に携わった豊富な経験と専門知識に基づき、取締役に対して適宜助言、意見を述べております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

40百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

42百万円

③ 当社の会計監査人以外の監査法人等の当社の子会社の計算関係書類の監査の状況

当連結会計年度において、海外子会社の一部については、当社の監査公認会計士等の同一のネットワークに属しているKPMGの監査を受けております。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役の互選によって選定された監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。また、不再任については、上記のほか諸事情を勘案のうえ、監査役会と取締役会の協議に基づき決定を行います。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制に関する事項

① 取締役の職務の執行が法令等に適合するための体制の整備

社外取締役（3名）のアドバイスや勧告などにより、取締役会の監督機能を高め、一層の活性化を図るとともに、コンプライアンス委員会の定期的なチェック等を通じて、違法行為の未然防止や適法性の確保に努め、経営監視機能の強化により企業価値を高めております。

② また、業務の適正を確保するための体制として以下の項目の整備を進めております。

ア. 情報の保存および管理体制の整備

取締役会議事録など取締役の職務遂行に係る文書や情報の管理については、「文書管理規程」等によって保存および管理を行っております。

イ. リスク管理体制の整備

危機の未然防止や不測の事態が発生した場合において適正な対応を図るため、「危機管理規程」などにより組織横断的なリスク管理体制の整備を進めております。

ウ. 効率的な業務執行

当社は、執行役員制を導入しており、経営方針を決定する取締役会と業務執行を行う執行役員を明確に分離することにより、円滑かつ機動的な事業展開を図り、経営効率を高めております。

エ. 法令遵守体制の整備

法令を遵守するための行動規範となる「株式会社カプコンの行動規準」を制定するとともに、社内教育やモニタリングなどにより法令違反の未然防止に努めております。

オ. グループ会社全体の管理体制

毎月1回開催の子会社取締役会や「子会社管理規程」などに基づく、親子会社間の緊密な意思疎通や連携により、グループ全体のコンプライアンス体制の整備を推し進め、コーポレート・ガバナンスが機能するよう業務の適正化を図っております。

カ. 業務監査体制の整備

監査役は、監査方針に基づき取締役や使用人の業務執行の監査を行い、必要に応じて監査指摘事項の提出や是正勧告、助言を行うなど、内部統制が有効に機能するよう努めております。このため、監査役の職務が円滑かつ適正に遂行できるように事実上1名の専従スタッフが補助業務の任に当たっているほか、当該使用人の異動については、監査役の同意を得ております。

③ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、社会秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で対処するとともに、このような団体、個人とは一切関係を持ちません。

当該団体、個人が接触してきた場合は、直ちに組織的な対応を図るとともに、不当、不法な要求には警察や関連団体等とも連携し、断固拒否する方針です。

また、不測の事態に備え、反社会的勢力の関連情報の入手や動向に注意を払うとともに、万一、反社会的勢力とは知らずに、何らかの関係を有した場合は、警察等の関係機関とも連携し、速やかに関係を解消いたします。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要およびその実現に資する取組み

ア. 経営理念

当社グループは、ゲームというエンターテインメントを通じて「遊文化」をクリエイトし、多くの人に「感動」を与えるソフト開発をメインとする「感性開発企業」を経営理念としております。また、当社株主、顧客および従業員などステークホルダーの満足度向上や信頼構築に努めるとともに、共存共栄を基軸とした経営展開を図っております。

イ. 当社グループの企業価値の源泉について

当社グループは、家庭用ゲームソフトの開発・販売を中核に、オンラインゲームの開発・配信、モバイルコンテンツの開発・配信、アミューズメント施設の運営、アミューズメント機器の開発・製造・販売、その他コンテンツビジネスの展開を行っております。

また、企業価値の源泉である開発部門の拡充、機動的なマーケティング戦略および販売体制の強化に加え、コンテンツの充実やグループ全体の効率的な事業展開、財務構造の改革、執行役員制の導入、経営と執行の役割明確化による意思決定の迅速化など、経営全般にわたる構造改革を推し進めることにより、企業価値の向上に努めております。

ウ. 当社グループの企業価値の向上の取組みについて

当業界は、家庭用ゲーム市場における据置型次世代ゲーム機の登場に加え、ソーシャルゲーム市場におけるスマートフォン（高機能携帯電話）やタブレット（多機能携帯端末）の普及などにより、事業構造の多極化が進み、市場環境が急速に変化しております。

このように厳しい事業環境下、当社グループが生存競争を勝ち抜いていくためには、経営環境の変化に対応できる体制作りが、最重要課題と認識しております。

今後さらなる成長のため、戦略目標を推進、実行することにより企業価値の向上に努めてまいります。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、これに応じるか否かは、最終的に当社株主の判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの経営権を取得するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

一方で、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、当社株主が当該大規模買付行為による当社グループの企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。

当社は、大規模買付者から当社株主の判断に必要なかつ十分な情報を提供していただくこと、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して当社株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を当社株主に提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

かかる見解を具体化する施策として、平成20年6月19日開催の第29期定時株主総会において当社株主の皆様のご承認をいただき、大規模買付行為がなされた場合の対応方針として、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するかたちで、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないなど、当該買付行為が当社グループの企業価値および株主共同の利益を著しく損なう場合には、対抗措置として新株予約権の無償割り当てを行うことを主眼とした「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「旧施策」といいます。）を導入しております。また、平成22年6月18日開催の第31期定時株主総会において、旧施策に所要の修正を行ったもの（以下「現施策」といいます。）を継続し、さらに、平成24年6月15日開催の第33期定時株主総会において、現施策を継続すること（以下「本施策」といいます。）を決議しております。

- ③ 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

本施策は、当社株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するために、大規模買付者が従うべきルールならびに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件および内容をあらかじめ設定するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

また、大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

なお、本施策においては、大規模買付対抗措置の内容および発動等に際して当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上という観点から客観的に適切な判断を行うための諮問機関として独立委員会を設置することとしております。当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動等の決定に先立ち、独立委員会の勧告を得る必要がありますが、また当社取締役会はかかる独立委員会の勧告を最大限尊重しなければなりませんので、これにより、当社取締役会による恣意的判断が排除されることとなります。

よって、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿い、当社グループの企業価値および株主共同の利益に資するものであります。

(注) 本事業報告に記載しております金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、その他の数字は表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	【 66,506】	流動負債	【 25,547】
現金および預金	29,720	支払手形および買掛金	4,950
受取手形および売掛金	18,134	電子記録債務	6,926
商品および製品	1,191	短期借入金	4,050
仕掛品	942	リース債務	370
原材料および貯蔵品	996	未払法人税等	758
ゲームソフト仕掛品	10,355	繰延税金負債	93
繰延税金資産	2,865	賞与引当金	1,802
その他	2,355	返品調整引当金	87
貸倒引当金	△55	資産除去債務	8
固定資産	【 30,104】	その他	6,499
(有形固定資産)	(13,577)	固定負債	【 7,187】
建物および構築物	4,998	長期借入金	3,000
機械装置および運搬具	15	リース債務	519
工具、器具および備品	1,208	繰延税金負債	46
アミューズメント施設機器	1,431	退職給付に係る負債	2,158
土地	5,052	資産除去債務	404
リース資産	825	その他	1,059
建設仮勘定	44	負債合計	32,735
(無形固定資産)	(7,368)	【純資産の部】	
のれん	67	株主資本	【 65,593】
その他	7,300	資本金	33,239
(投資その他の資産)	(9,159)	資本剰余金	21,328
投資有価証券	542	利益剰余金	29,160
破産更生債権等	65	自己株式	△18,134
差入保証金	4,108	その他の包括利益累計額	【 △1,717】
繰延税金資産	3,699	その他有価証券評価差額金	99
その他	819	為替換算調整勘定	△1,647
貸倒引当金	△77	退職給付に係る調整累計額	△169
資産合計	96,611	純資産合計	63,875
		負債純資産合計	96,611

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		102,200
売上原価		72,251
売上総利益		29,949
返品調整引当金戻入額		100
差引売上総利益		30,049
販売費および一般管理費		19,749
営業利益		10,299
営業外収益		
受取利息	97	
受取配当金	10	
受取補償金	210	
為替差益	566	
その他の	238	1,122
営業外費用		
支払利息	96	
支払手数料	69	
支払補償費	138	
店舗閉鎖損	142	
その他の	27	475
経常利益		10,946
特別損失		
固定資産除売却損	93	
事業構造改善費用	5,537	5,630
税金等調整前当期純利益		5,315
法人税、住民税および事業税	950	
法人税等調整額	920	1,870
少数株主損益調整前当期純利益		3,444
当期純利益		3,444

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	33,239	21,328	27,998	△15,848	66,718
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,283		△2,283
当 期 純 利 益			3,444		3,444
自 己 株 式 の 取 得				△2,286	△2,286
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	0	1,161	△2,286	△1,124
当 期 末 残 高	33,239	21,328	29,160	△18,134	65,593

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	91	△3,981	—	△3,889	62,828
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△2,283
当 期 純 利 益					3,444
自 己 株 式 の 取 得					△2,286
自 己 株 式 の 処 分					0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	8	2,333	△169	2,172	2,172
当 期 変 動 額 合 計	8	2,333	△169	2,172	1,047
当 期 末 残 高	99	△1,647	△169	△1,717	63,875

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	【 38,630】	流動負債	【 23,093】
現金および預金	3,420	支払手形	1,390
売掛金	17,138	電子記録債権	6,926
商品および製品	1,023	買掛金	3,097
仕掛品	942	短期借入金	3,000
原材料および貯蔵品	842	リース債権	364
ゲームソフト仕掛品	9,177	未払金	3,052
関係会社短期貸付金	1,314	未払費用	1,041
繰延税金資産	2,487	未払法人税等	109
その他	2,285	前受金	1,913
固定資産	【 45,091】	賞与引当金	1,413
(有形固定資産)	(3,806)	返品調整引当金	87
建物	671	資産除去債務	8
構築物	8	その他	688
機械および装置	1	固定負債	【 6,368】
車両運搬具	7	長期借入金	3,000
工具、器具および備品	860	リース債権	505
アミューズメント施設機器	1,431	退職給付引当金	1,860
土地	0	資産除去債務	399
リース資産	825	その他	603
(無形固定資産)	(7,449)		
のれん	4	負債合計	29,462
ソフトウェア	1,723		
ソフトウェア仮勘定	770	【純資産の部】	
オンラインコンテンツ	212	株主資本	【 54,134】
オンラインコンテンツ仮勘定	4,723	資本金	33,239
その他	15	資本剰余金	21,328
(投資その他の資産)	(33,835)	資本準備金	13,114
投資有価証券	542	その他資本剰余金	8,214
関係会社株式	24,082	利益剰余金	17,701
その他の関係会社有価証券	0	その他利益剰余金	17,701
関係会社長期貸付金	198	自己株式	△18,134
破産更生債権等	65	評価・換算差額等	【 125】
差入保証金	5,149	その他有価証券評価差額金	125
繰延税金資産	3,222		
その他	651	純資産合計	54,259
貸倒引当金	△77	負債純資産合計	83,722
資産合計	83,722		

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		88,246
売 上 原 価		67,824
売 上 総 利 益		20,422
返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額		100
差 引 売 上 総 利 益		20,522
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		12,929
営 業 利 益		7,593
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	32	
受 取 配 当 金	10	
受 取 補 償 金	210	
為 替 差 益	579	
そ の 他	96	928
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	89	
支 払 手 数 料	68	
店 舗 閉 鎖 損 失	142	
そ の 他	11	311
経 常 利 益		8,210
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	79	
事 業 構 造 改 善 費 用	4,196	4,276
税 引 前 当 期 純 利 益		3,933
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税	34	
法 人 税 等 調 整 額	1,881	1,916
当 期 純 利 益		2,017

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	33,239	13,114	8,214	17,966	△15,848	56,686
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△2,283		△2,283
当 期 純 利 益				2,017		2,017
自 己 株 式 の 取 得					△2,286	△2,286
自 己 株 式 の 処 分			0		0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0	△265	△2,286	△2,551
当 期 末 残 高	33,239	13,114	8,214	17,701	△18,134	54,134

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	117	117	56,803
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△2,283
当 期 純 利 益			2,017
自 己 株 式 の 取 得			△2,286
自 己 株 式 の 処 分			0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	8	8	8
当 期 変 動 額 合 計	8	8	△2,543
当 期 末 残 高	125	125	54,259

独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

株式会社 カブコン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土居 正 明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 洋 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小幡 琢 哉 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カブコンの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カブコン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

株式会社 カブコン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土居 正明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 洋 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小幡 琢哉 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カブコンの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及びその取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (4) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (5) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (6) 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年 5 月 8 日

株式会社 カプコン 監査役会

常勤監査役 平尾 一 氏 ⑩

常勤監査役 岩崎 吉彦 ⑩

監査役 家近 正直 ⑩

監査役 松崎 彬彦 ⑩

(注) 監査役岩崎吉彦、監査役松崎彬彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと考えており、将来の事業展開や経営環境の変化などを勘案しつつ、安定配当の継続を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき25円 総額 1,405,828,000円
(注) 中間配当(1株につき15円)を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき40円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年6月17日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由
 - (1) 少子高齢化が進む現状に鑑み、CSR(企業の社会的責任)の一環として女性の就業促進を図るため、現行定款第2条に目的事項を追加するものであります。
 - (2) 取締役の経営責任を明確にするとともに、事業環境の変化に対して迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第20条に定める取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。
なお、これに伴い、任期の調整に関する同条②項を削除するとともに、平成25年6月18日開催の定時株主総会で選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 　　↳ (条文省略)</p> <p>10. 　　<新 設></p> <p><u>11.</u> 　　↳ (条文省略)</p> <p><u>17.</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期満了すべき時までとする。</u></p> <p>　　<新 設></p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 　　↳ (現行どおり)</p> <p>10.</p> <p><u>11. 保育所の経営</u></p> <p><u>12.</u> 　　↳ (現行どおり)</p> <p><u>18.</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>　　<削 除></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 第20条の規定にかかわらず、平成25年6月18日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、第36期の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、当該期間経過後これを削除する。</u></p>

第3号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

I 本施策の概略について

当社株券等（注1）の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続（本施策）（定義については後記3.をご参照ください。）の内容は、法令や想定される様々な状況を勘案して作成しているため、長文となっております。したがって、始めに本施策の文意を要約した「本施策の概略」を下記のとおり記載しております。なお、本項記載の内容はあくまで本施策の内容を要約して記載したものであり、詳細につきましては、後記「II 本施策継続の目的について」以降をご覧くださいませよう願います。

なお、本施策は「第2号議案 定款一部変更（取締役の任期を2年から1年に変更）の件」をご承認いただくことを条件としております。

1. 本施策導入の主旨

- (1) 現時点では、当社が特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通告や提案等を受けている事実はありません。しかしながら、不測の事態が発生する可能性は常に存在しており、企業価値の毀損や株主共同の利益の侵害といった事態が生じる恐れを完全に否定できるものではありません。
- (2) 当社グループは豊富なコンテンツ資産を保有しており、事業資源として人気タイトルを映画、テレビ、アニメ、出版、玩具および飲食品などの多方面に活用しております。
- (3) 一方、人気タイトルなどのブランド価値は、現在の会計制度において、その資産価値の評価方法が確立されていないため、貸借対照表には計上されず必ずしも当社グループの適正な企業価値を表していません。
- (4) コンテンツ資産が適正に評価されれば企業価値が増大するため、今後も当社が敵対的買収の危機にさらされる可能性が皆無であるとは、決して断言できるものではありません。
- (5) また、大規模買付者によっては、多数の従業員が当社の企業風土や開発戦略の変化を懸念して、不安感や警戒感を抱くなど、従業員のモチベーションに悪影響を与えることに加え、とりわけ優秀な開発陣の反発、離反などにより経営の根幹をなす開発体制が脆弱化する可能性があります。
この結果、当社グループの経営資源の源泉であるコア・コンピタンス（中核的競争力）が弱まり、企業価値の低下を招く恐れがあります。

（注1） 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

- (6) 加えて、金融商品取引法（公開買付制度および大量保有報告制度）の改正（旧証券取引法平成18年改正）により、現経営陣の賛同を得ることなく突然に公開買付けが行われた場合に、公開買付届出書における開示の充実、買付対象者が公開買付者に対して質問を行う機会（質問権）の付与等がなされたことによって、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされておりますが、同改正がなされた現在においてもなお、公開買付けが開始される前における情報提供と検討時間を法的に確保することおよび市場内での買集め行為を法的に制限することがいずれもできないなど、同改正が敵対的買収に対して必ずしも有効に機能しない可能性を否定できません。
- (7) 以上の次第ですので、本施策を定めておくことは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない敵対的買収を可及的に排除するために必要かつ有効であり、また本施策は公開買付開始前に所要の情報提供や検討期間を確保するものであることから、不測の事態に備えた対応策を事前に定めるものであって、当社グループの企業価値・株主共同の利益の維持、向上に資するものと思料いたします。

2. 本施策の主な流れ

- (1) 大規模買付者（当社議決権の保有割合が20%以上となる買付行為を行う者）に対して、大規模買付行為に先立ち「意向表明書」を当社に提出することを求めます。
- (2) 当社は、「意向表明書」を受領後10営業日以内に大規模買付者に対して、当社株主および当社取締役会の意見形成に必要となる情報（以下「本情報」といいます。）のリストを交付します。
- (3) 大規模買付者に対して、「本情報」のリストに対する回答書を当社に提出することを求めます。
- (4) 当社は「意向表明書」および「本情報」のリストに対する回答書を受領後、評価、検討を60日間（対価を現金のみとする公開買付け以外は90日間）行います。
- (5) 独立委員会は大規模買付行為の評価、検討を行った後、大規模買付対抗措置発動の是非について当社取締役会に勧告します。
- (6) 当社取締役会は、「意向表明書」および「本情報」のリストに対する回答書を評価、検討した後、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付対抗措置発動の是非を決議します。

3. 本施策の導入経緯

当社は、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧施策」といいます。）に関しましては、平成20年6月19日開催の第29期定時株主総会によりご承認をいただき、平成22年6月18日開催の第31期定時株主総会により旧施策に所要の修正を行ったもの（以下「現施策」といいます。）を継続し、さらに、平成24年6月15日開催の第33期定時株主総会において、現施策継続のご承認をいただきましたが、現施策は平成26年6月16日開催予定の第35期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって有効期間が満了となります。

つきましては、平成26年5月16日開催の当社取締役会において、これを継続すること（以下「本施策」といいます。）を決議いたしました。本施策が株主の皆様のご意思に基づくことを明らかにするため株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお本施策は、当該取締役会において出席取締役全員の賛成により決定されたものであり、また、出席監査役全員が本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として、本施策に賛同する旨の意見を述べております。

本施策の内容は、次のとおりであります。

II 本施策継続の目的について

1. 本施策の目的

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値および株主共同の利益を確保・向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、特定株主グループとは、①当社株券等の保有者（注2）およびその共同保有者（注3）、または②当社株券等の買付け等（注4）を行う者およびその特別関係者（注5）をいいます。また、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（注7）の合計をいいます。

-
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われる者を含みます。以下、同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。なお、株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。なお、株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。）は、有価証券報告書および四半期報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

2. 当社グループの企業価値の確保・向上のための取組み

(1) 経営理念

当社グループは、ゲームというエンターテインメントを通じて「遊文化」をクリエイティブし、多くの人に「感動」を与えるソフト開発をメインとする「感性開発企業」を経営理念としております。また、当社株主、顧客および従業員などステークホルダーの満足度向上や信頼構築に努めるとともに、共存共栄を基軸とした経営展開を図っております。

(2) 当社グループの企業価値の源泉について

当社グループは、家庭用ゲームソフトの開発・販売を中核に、オンラインゲームの開発・配信、モバイルコンテンツの開発・配信、アミューズメント施設の運営、アミューズメント機器の開発・製造・販売、その他コンテンツビジネスの展開を行っております。

また、企業価値の源泉である開発部門の拡充、機動的なマーケティング戦略および販売体制の強化に加え、コンテンツの充実やグループ全体の効率的な事業展開、財務構造の改革、執行役員制の導入、経営と執行の役割明確化による意思決定の迅速化など、経営全般にわたる構造改革を推し進めることにより、企業価値の向上に努めております。

現在は以下の施策を推し進めております。

- ① コア事業である家庭用ゲームソフトの開発、販売拡大に経営資源を集中しております。
- ② 開発戦略といたしましては、市場動向を勘案しつつ、マルチプラットフォーム展開を推し進めております。
- ③ 通信環境の進展および市場環境の変化に伴い、成長余力の高いオンライン事業ならびにモバイルコンテンツ事業の強化に取り組んでおります。
- ④ 每期安定した売上や収益の確保を図るため、新規ユーザーの開拓や既存顧客の深耕などにより、アミューズメント施設の集客展開に注力しております。
- ⑤ 海外市場での販売拡大を図るため、現地法人の強化などにより積極的なグローバル展開を行っております。
- ⑥ 当社の豊富なコンテンツの活用により、新規市場の開拓と既存市場の掘り起しに努めるとともに、パチスロ機事業への注力など新たなビジネスチャンスを開き切るため努力しております。
- ⑦ 当社コンテンツの有効活用により付加価値を創造するとともに、シナジー効果の創出により当社グループ全体のブランド価値を高めております。
- ⑧ 財務構造の強化を図るため、每期安定したキャッシュ・フローの創出に努めております。

(3) 当社グループの企業価値の向上の取組みについて

当業界は、家庭用ゲーム市場における据置型次世代ゲーム機の登場に加え、ソーシャルゲーム市場におけるスマートフォン（高機能携帯電話）やタブレット（多機能携帯端末）の普及などにより、事業構造の多極化が進み、市場環境が急速に変化しております。

このように厳しい事業環境下、当社グループが生存競争を勝ち抜いていくためには、経営環境の変化に対応できる体制作りが、最重要課題と認識しております。

今後さらなる成長のため、以下の戦略目標を推進、実行することにより企業価値の向上に努めてまいります。

① 重点戦略部門の強化

競争力の優位性を図るため、コア事業である家庭用ゲームソフトの開発とマーケティング部門の強化を柱に経営資源を集中してまいります。

② 事業領域の拡大

経営環境の変化に対応して、事業領域を拡大するためスマートフォンやタブレットなどのゲーム専用機以外に向けたゲーム配信事業への注力やパチスロ機事業の強化など、コンテンツビジネスの拡大に傾注してまいります。

また、流通形態の多様化に対応するため、ダウンロード販売の拡大に努めてまいります。

③ 海外展開の注力

国内市場の成熟化に伴い、今後の事業拡大には海外市場への注力が不可欠であります。このため、重要な子会社であるカプコンU.S.A., INC.をはじめ、海外現地法人の経営改革などにより、当社グループ全体の事業の再構築を押し進めるとともに、戦略的なグローバル展開を図ってまいります。

④ 事業の選択と集中

開発資源の効率活用を図る一環として、明確なビジョンとスピード経営により活力を生み出すとともに、当社グループ全体の総合力を発揮させるため、成長分野への投資や不採算事業からの撤退を行うなど、選択と集中による当社グループ会社のスクラップ・アンド・ビルドにより企業価値の向上に努めてまいります。

⑤ 企業体質の強化

経営革新により機動的な事業運営、経営効率の向上を図るとともに、収益基盤の強化に向けた体制作りを押し進めております。

この一環として、国内外の関係会社を含めた的確なマネジメント体制による戦略的な当社グループ運営と財務構造の改革などにより、経営体質を高めております。

3. 本施策の必要性

当社は、大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、これに応じるか否かは、最終的に当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えています。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの経営権を取得するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

一方で、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、当社株主が当該大規模買付行為による当社グループの企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、上述した当社グループの企業価値に関わる特有の事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者から当社株主の判断に必要かつ十分な情報を提供していただくこと、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して当社株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を当社株主に提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

また、近時の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、当社グループの企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性は、決して否定できない状況にあります。

すなわち、金融商品取引法（公開買付制度および大量保有報告制度）の改正（旧証券取引法平成18年改正）により、現経営陣の賛同を得ることなく突然に公開買付けが行われた場合に、公開買付届出書における開示の充実、買付対象者が公開買付者に対して質問を行う機会（質問権）の付与等がなされたことによって、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされておりますが、同改正がなされた現在においてもなお、公開買付けが開始される前における情報提供と検討時間を法的に確保することおよび市場内での買集め行為を法的に制限することがいづれもできないなど、同改正が敵対的買収に対して必ずしも有効に機能しない可能性を否定できません。

かかる状況のもとにおいては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことが必要と考えており、かかる対抗措置の準備は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない敵対的買収を可及的に排除するために必要かつ有効であり、また本施策は公開買付開始前に所要の情報提供や検討期間を確保するものであって企業価値・株主共同の利益の維持・向上に資するものであることから、当社の取締役としての責務であると考えております。

平成26年3月31日現在における当社の大株主の状況は別紙1のとおりであり、当社役員およびその関係者によって当社の発行済株式の26.07%が保有されておりますが、一方で当社株主の分布状況は個人株主を中心に広範にわたっており、当社の株式の流動性はさらに増大しつつある状況にあります。このような流動性の高まりにより、当社グループの企業価値および株主共同の利益に反する株式の大規模買付行為がなされる可能性が存するものと考えております。

上記のような現状認識のもと、当社は、大規模買付者による情報提供の手続等について定めたルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、および、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値および株主共同の利益が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件および内容を予め設定するものであります。

Ⅲ 本施策の内容について

1. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記2.）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記3.）から構成されております。

まず、本施策においては、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主共同の利益のため、当社株主および当社取締役会による判断のための情報提供（後記2. (1)）と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記2. (2)）を要請しております。

次に、本施策においては、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議するための要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値および株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました（後記3. (2) (3)）。

2. 大規模買付ルール

(1) 当社取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語による情報を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、当社株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず本店所在地に対して当社代表取締役社長宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。当社代表取締役社長は、かかる意向表明書受領後10営業日（初日不算入とし、期間においては以下同じとします。）以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりです。なお、大規模買付者が本情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。また、当社は、大規模買付者から意向表明書が当社に提出された場合および大規模買付者からの本情報の提供が完了した場合には、それらの事実を公表いたします。

- ① 大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3ヵ年の有価証券報告書またはこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ② 大規模買付行為の目的および具体的内容
- ③ 大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の議決権保有割合および保有株券等の数
- ④ 大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、ならびに資金調達のための具体的内容および条件
- ⑤ 大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、投下資本の回収方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値および算出根拠、ならびに役員候補者およびその略歴
- ⑥ 大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係および競合関係
- ⑦ 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- ⑧ 大規模買付行為実行後に予定する、当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係についての変更内容
- ⑨ 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- ⑩ 大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載または記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓

- ⑪ 重要提案行為等（注 8）を行うことを目的とする場合または大規模買付行為実行後に重要提案行為等を行う可能性がある場合は、その目的、具体的内容、条件および時期
- ⑫ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑬ 前各号に定めるほか、当社取締役会その他独立委員会（後記(3)）等が合理的に必要と判断する情報

なお、大規模買付者が当初に提出した情報だけでは本情報として不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、十分な本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。ただし、大規模買付者が提出する情報は、当該大規模買付行為の是非に関し、当社株主が適切な判断を行い、当社取締役会が適切な検討・評価を行うために必要かつ十分な範囲に限定されるものとします。また、大規模買付者が提出した本情報は、当社株主の判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部または一部を開示いたします。

(2) 当社取締役会における検討および評価

大規模買付者には、当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、当社グループの企業価値の維持および株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討および評価、大規模買付者との交渉および協議、大規模買付行為に関する意見形成、当社株主に対する代替提案の作成および提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本情報の検討および評価を行い、当該大規模買付行為または当該大規模買付者の提案にかかる経営方針等に関して、独立委員会（後記(3)）の勧告を最大限尊重し、大規模買付対抗措置発動の是非について決議します。なお、当社取締役会は、大規模買付対抗措置を発動しないと判断した場合はその旨の決議を行うものとし、かかる決議を行った場合は、大規模買付者は当該決議の日から意向表明書に記載される範囲内で大規模買付行為を行うことができることとします。

（注 8） 金融商品取引法第27条の26第 1 項に規定する「重要提案行為等」をいいます。

(3) 独立委員会における検討および勧告

当社取締役会は大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者の中から選任します。当社取締役会は、前記(1)に定める本情報ならびに前記(2)に定める本情報の当社取締役会による検討および評価結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、当社取締役会による検討および評価結果ならびに外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を自ら入手したうえで、以下の事項に関する検討結果について当社取締役会に勧告を行います。

① 大規模買付者が提供する情報の十分性について

独立委員会は、大規模買付者からの本情報の提供が完了したと当社取締役会が判断するまでの期間に、大規模買付者が当社に提供した情報が、前記(1)に定める本情報として十分であるかについて検討し、その結果を当社取締役会に勧告します。

② 大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か（後記3.(2)①）について検討し、その結果を当社取締役会に勧告します。大規模買付ルールを遵守していない旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について当社取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないとは判断した場合は、原則として、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

③ 大規模買付対抗措置の発動要件具備の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していると判断した場合に、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件（後記3.(2)②）を具備しているか否かについて検討し、その結果を当社取締役会に勧告します。大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備している旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について当社取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していると判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないとは判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。また、独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していないと判断した場合はその旨の勧告と、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

- ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項および独立委員会が当社取締役会に勧告すべきと考える事項について

独立委員会規則の概要は別紙2をご参照ください。

また、現在の独立委員会の委員は、2名の現任の社外取締役、社外有識者1名を加えた合計3名により構成されており、本施策継続時の独立委員会の委員には、別紙3記載の各氏を再任する予定です。

3. 大規模買付対抗措置

(1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件を具備する場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置の一つとして当社株主に対する無償割当の方法によって発行される新株予約権の概要は、別紙4に定めるとおりとします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件および当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。なお、当社取締役会は、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

(2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定めるいずれかの要件を具備する場合に限るものとします。

- ① 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、またはその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。
- ② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会が、意向表明書および本情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、または当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値および株主共同の利益を著しく毀損すると独立委員会が判断し、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告がなされたときは、原則として、当社取締役会は相当な大規模買付対抗措置の発動を決議するものとします。なお、独立委員会が上記判断のもと、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告を行った場合でも、大規模買付対抗措置を発動することが相当でない当社取締役会が判断した場合は、大規模買付対抗措置の発動を決議しない可能性があります。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値および株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- ア. 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）。
- イ. 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合。
- ウ. 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部または重要な一部を当該大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合。
- エ. 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券およびコンテンツ資産等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高価売り抜けをすることにある場合。
- オ. 最初の買付けで、全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定したり、二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付けを行うなど、当社株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為である場合。
- カ. 大規模買付行為における買付けの条件（対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社グループの企業価値の本質に鑑み、著しく不十分または不相当であると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合。

(3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつつ、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、以下の手続により大規模買付対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。この場合、当社は当該決議の概要を公表するものとします。

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しておらず、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がされた場合に、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると当社または当社株主に著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、原則として、大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。ただし、独立委員会により、大規模買付行為が前記(2)②ただし書き各号の要件を具備し、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。また、当社取締役は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉および協議を行い、当社取締役会として、当社株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

ただし、当社取締役会は、一旦、新株予約権の無償割当の実施を決議した後、以下のいずれかの事由に該当するとの独立委員会の勧告があった場合は、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、(無償割当効力発生前においては)新株予約権の無償割当を中止し、または(無償割当の効力発生後においては)新株予約権を無償にて取得する旨の決議を行うことができるものとします。

ア. 大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、その他大規模買付行為が存在しなくなった場合

イ. 事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が前記(2)②ただし書き記載の要件のいずれにも該当しないか、または該当しても新株予約権の無償割当を行うことが相当でない場合

4. 本施策の有効期間ならびに廃止および変更

本施策の有効期間は、本定時株主総会における承認により効力を発生し、本定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

また、本施策の有効期間満了前であっても、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保または向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を当社株主総会からの委任の趣旨に反しない範囲で当社取締役会において随時修正・見直し（本施策に関する法令・金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合を含む。）をすることができるものとし、また当社株主総会で選任された取締役から構成される当社取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとします。当社は、本施策を廃止または変更した場合は、速やかに当該事実を公表します。

5. 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、平成26年5月16日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、本施策に定める条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、本施策に定める条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

IV 本施策の合理性について

1. 買収防衛策に関する指針の要件等の充足

本施策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」および「必要性・相当性確保の原則」）に適合しています。また、本施策は、平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しています。

2. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記Ⅱに述べたとおり、本施策は、当社株主として大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、ならびに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件および内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

また、前記Ⅲに述べた大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

3. 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、いずれも前記Ⅲにおいて具体的かつ明確に示したところであり、当社株主、投資家および大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

4. 継続手続および改廃の可能性

本施策は、平成26年5月16日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における承認が得られることを条件に、出席取締役全員の賛成により決定されたものであります。なお、当該取締役会において、出席監査役全員が、本施策の具体的な運用が適正に行われることを条件として本施策に賛同する旨の意見を述べております。

また、本施策は、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により廃止・変更することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であるため、本施策はいわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないことから、発動を阻止するためには取締役会の構成員の過半数の交替を待たねばならない買収防衛策）でもありません。

したがって、本施策の継続、廃止または変更の是非の判断には、株主総会における決議を通じて当社株主の意思が反映されうるものと考えます。

5. 当社取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記Ⅲ3.(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件を具備するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記Ⅲ3.(3)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性および合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

V 本施策が当社株主および投資家に及ぼす影響について

1. 大規模買付ルールが当社株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、当社株主および投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者およびそれに対する当社の動向にご注意ください。

2. 大規模買付対抗措置の発動が当社株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合に、当該大規模買付行為にかかる特定株主グループの株主には、その法的権利または経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。また、それ以外の当社株主の法的権利または経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令および金融商品取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として当社株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載または記録された当社株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。また、新株予約権の行使に際しては、当社株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が新株予約権の発行要項に定められた場合において、当社が取得の手続をとったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する当社株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を取得することになります（なお、この場合、かかる当社株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当を実施することを決議した場合であって、新株予約権の無償割当を受けるべき当社株主が確定した後において、前記Ⅲ3.(3)において定められる手続により、当社取締役会が、新株予約権の無償割当を中止し、または無償割当された新株予約権を無償で取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、新株予約権の無償割当の対象となる当社株主が確定した後に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

以上

当社株式の状況（平成26年3月31日現在）

・発行可能株式総数	150,000,000株
・発行済株式の総数	67,723,244株
・株主数	15,741名
・大株主	

株主名	持株数	持株比率
有限会社クロロード	5,276千株	9.38%
ジェーピーモルガンチェースバンク 385632	4,322	7.69
818517ノムラルクスマルチカレンシジエイピストクリド	2,604	4.63
辻本憲三	2,008	3.57
辻本美佐子	1,964	3.49
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505223	1,920	3.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,803	3.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,709	3.04
辻本美之	1,669	2.97
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	1,654	2.94

(注) 持株比率については、自己株式数（11,490千株）を控除して算出しております。

独立委員会規則の概要

1. 構成

独立委員会（本別紙において以下「委員会」という。）の委員（本別紙において以下「委員」という。）は3名以上5名以下とし、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外監査役の中から、当社取締役会が選任する。なお、当社取締役会は、上記に定める人数の範囲内で、業務執行を行う経営陣から独立し、当社との間で、委員としての職務に関して善管注意義務を負う旨の委任契約を締結している社外の有識者を委員として選任することができる。

2. 任期

委員の任期は、選任の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

3. 委員会の権限

(1) 委員会は以下の各号に掲げる事項について検討・評価のうえ、委員会としての決定を行い、その決定の内容およびその理由を当社取締役会に勧告する。

- ① 大規模買付者が提供する情報の十分性について
- ② 大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について
- ③ 大規模買付対抗措置の発動要件具備の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について
- ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が委員会に諮問した事項および委員会が当社取締役会に勧告すべきと考える事項について

(2) 委員会は、前項各号のほか、以下の各号に記載される事項を行う。

- ① 大規模買付者および当社取締役会から提供された情報・資料等の内容の検討・評価
- ② 当社取締役会に対する代替案の提出の要求および代替案の検討・評価
- ③ 前各号に定めるほか、当社取締役会が、委員会が行うことができると定めた事項

(3) 委員会は、以下の各号に記載される事項につき当社取締役会に勧告する前提として取締役会に指示することができる。

- ① 大規模買付者から提供された情報が本情報として不十分であると判断した場合の大規模買付者に対する追加的な情報提供の要求
- ② 大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付者から提供された情報の全部または一部の公表
- ③ 大規模買付者から提供された情報が本情報として十分であると認めた場合の公表
- ④ 大規模買付行為に関する条件の改善における大規模買付者との交渉

4. 委員会の決議

委員会の決議は、委員のうち全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由がある時は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

5. その他

- (1) 委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他委員会が必要と認める者の出席を要求し、委員会が勧告を行うに当たり必要と考える事項に関する説明を求めることができる。
- (2) 委員会は、当社の費用で、業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員候補者略歴

保田 博（やすだ ひろし：昭和7年5月14日生）

【略歴】

昭和32年4月	大蔵省入省
昭和48年11月	大蔵大臣秘書官
昭和52年1月	内閣総理大臣秘書官
昭和63年6月	大蔵省大臣官房長
平成2年6月	大蔵省主計局長
平成3年6月	大蔵事務次官
平成6年5月	日本輸出入銀行総裁
平成11年10月	国際協力銀行総裁
平成13年9月	関西電力株式会社顧問
平成14年1月	読売国際経済懇話会理事長（現任）
平成14年7月	日本投資者保護基金理事長
平成16年6月	株式会社資生堂社外監査役
平成16年8月	財団法人資本市場振興財団（現 公益財団法人資本市場振興財団） 理事長
平成19年6月	当社社外取締役（現任）
平成26年1月	公益財団法人資本市場振興財団顧問（現任）

（注）1. 保田 博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

守 永 孝 之（もりなが たかゆき：昭和15年9月5日生）

【略 歴】

昭和39年4月	日本輸出入銀行入行
平成4年4月	同行人事部長
平成6年8月	同行大阪支店長
平成8年4月	同行理事
平成10年9月	矢崎総業株式会社常務取締役
平成12年9月	同社専務取締役
平成18年6月	同社取締役副会長
平成19年6月	同社取締役相談役
平成20年6月	同社非常勤顧問
平成21年6月	当社社外取締役（現任）

- (注) 1. 守永孝之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

松 井 義 侑（まつい よしゆき：昭和11年8月4日生）

【略 歴】

昭和34年4月	ダイワ精工株式会社（現 グローブライド株式会社）入社
昭和37年4月	同社取締役副社長
昭和46年5月	同社代表取締役副社長
昭和57年10月	同社代表取締役社長
昭和62年6月	同社代表取締役会長
平成7年6月	同社代表取締役社長
平成12年7月	同社代表取締役会長
平成13年3月	同社取締役会長
平成15年6月	同社名誉会長
平成25年7月	同社名誉顧問（現任）

- (注) 松井義侑氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は当社取締役会が基準日として定める日における当社の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 割り当てる新株予約権の総数

割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が定める数とする。

4. 新株予約権の払込金額

無償とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注9）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注10）、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これらの①ないし④の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者（注11）（以下、①ないし⑥に該当するものを「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができないものとする。その他新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 取得条項

当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換に、新株予約権1個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。その他取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

（注9）「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等にかかる株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

（注10）「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、以下本脚注において同じ。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずる者として金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含む。）にかかる株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等の所有割合と合計して20%以上となる者、またはこれに該当することとなると当社取締役会が認めるものをいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

（注11）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたものをいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいいます。

10. 新株予約権証券

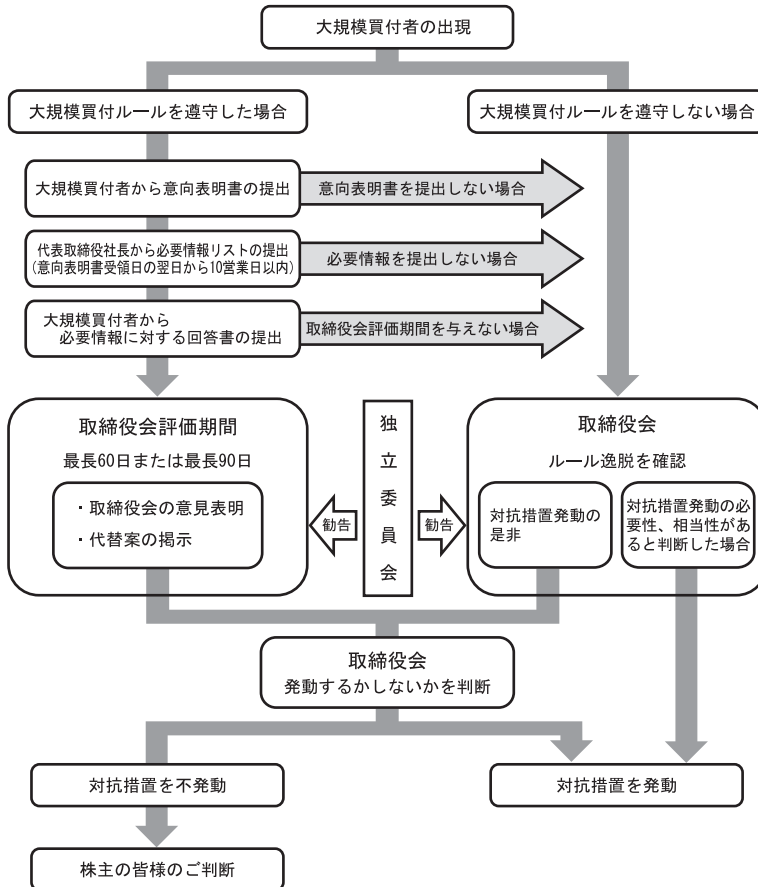
新株予約権にかかる新株予約権証券は、発行しないものとする。

11. その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

〔 本 施 策 概 要 の フ ロ ー チ ャ ー ト 〕



(注) 本フローチャートは、本施策の代表的な流れを図式化したものであり、必ずしもすべての手続きを示していません。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社株主名簿管理人の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
（注）「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成26年6月13日（金曜日）午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら末尾記載の株主名簿管理人のヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 上記の議決権行使ウェブサイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」をいいます。）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送（議決権行使書用紙）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）の利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

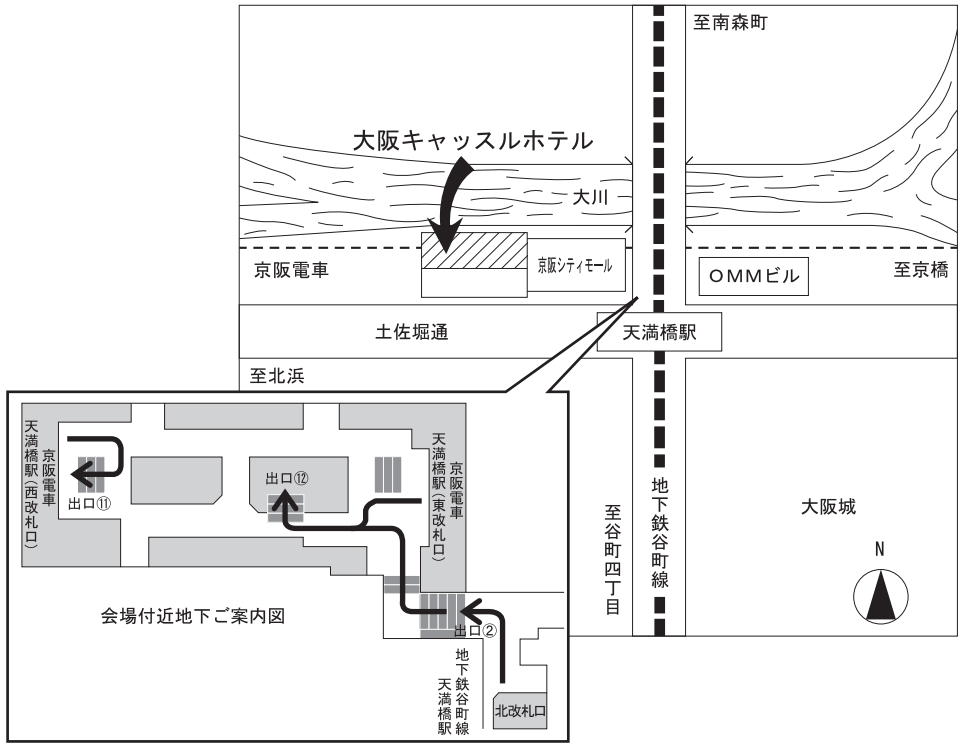
以 上

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間9:00～21:00 通話料無料）

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市中央区天満橋京町1番1号
大阪キャッスルホテル 6階会場
電話 (06) 6942-2401 (代表)



- ◎地下鉄谷町線「天満橋駅」北改札口から2番出口を出て12番出口より徒歩3分
- ◎京阪電車「天満橋駅」西改札口から11番出口より徒歩1分
東改札口から12番出口より徒歩3分